

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(第2回)

日時：平成30年12月28日(金) 10:00～12:00

場所：国際センター別棟ホール

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

名古屋城木造天守閣の昇降に関する付加設備の検討状況について・・・資料1

4 報告

名古屋城バリアフリー検討調査の実施について・・・・・・・・・・資料2

5 閉会

特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（第2回）

【構成員】

建築・地盤工学関係学識者

◎は座長を示す（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
◎堀越 哲美	環境工学	愛知産業大学学長	出席
小野 徹郎	建築構造学	名古屋工業大学名誉教授	出席
川地 正数	建築生産	川地建築設計室主宰	出席
小浜 芳朗	建築構造学	名古屋市立大学名誉教授	出席
小松 義典	環境工学	名古屋工業大学大学院准教授	出席
西形 達明	地盤工学	関西大学名誉教授	欠席

建築史関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
野々垣 篤	建築歴史、意匠	愛知工業大学准教授	欠席
麓 和善	建築史、文化財保存修理	名古屋工業大学大学院教授	出席
三浦 正幸	日本建築史、文化財学	広島大学名誉教授	出席

福祉関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
磯部 友彦	交通計画、福祉のまちづくり	中部大学教授	出席
高橋 儀平	福祉のまちづくり	東洋大学教授	出席
渡辺 崇史	福祉工学	日本福祉大学教授	出席

工学関係学識者

（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	出欠
佐野 明人	機械工学	名古屋工業大学大学院教授	欠席
中嶋 秀朗	システム工学	和歌山大学教授	欠席
山田 陽滋	機械安全、ロボティクス	名古屋大学大学院教授	出席

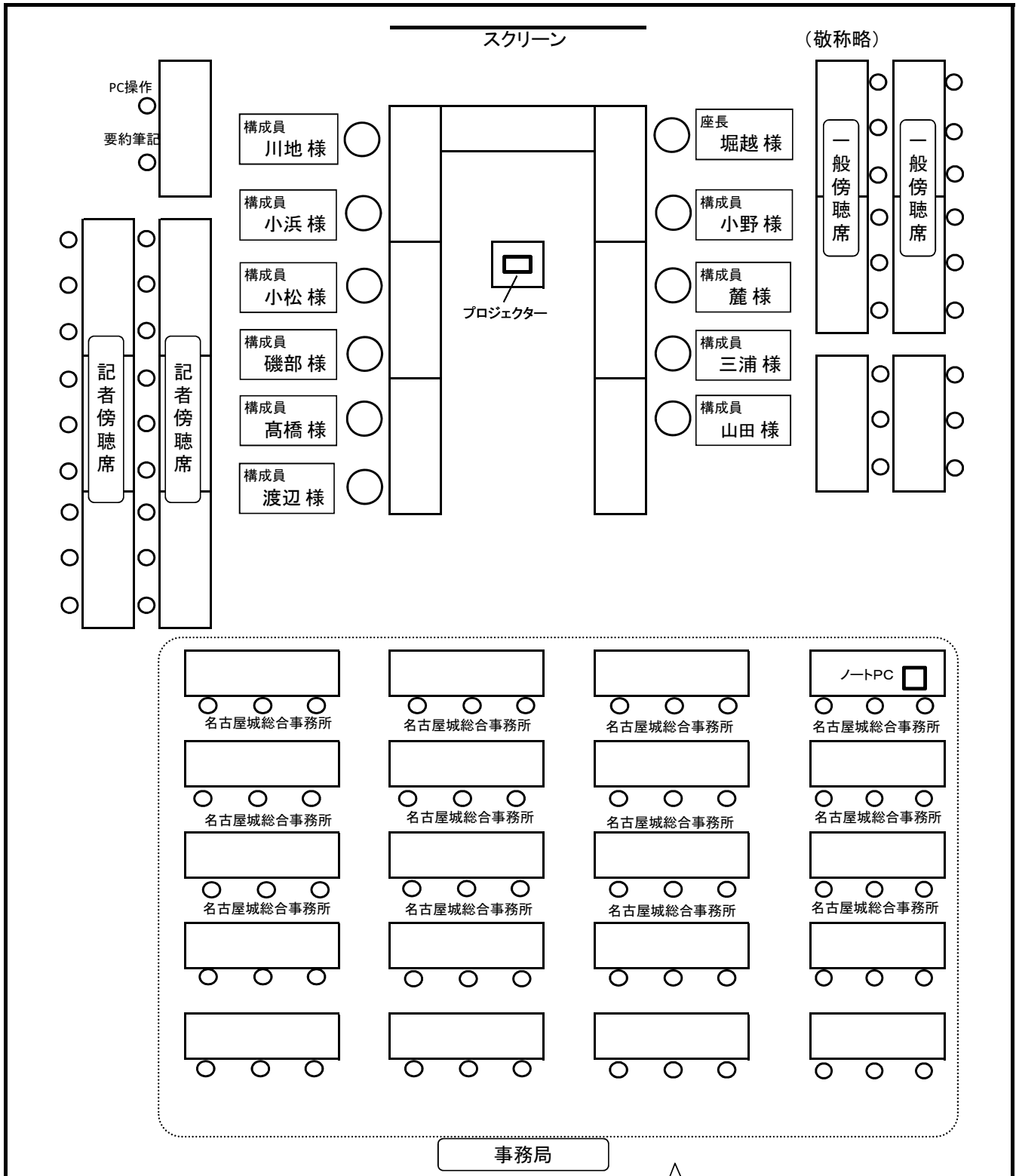
特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(第2回)

座席表

平成30年12月28日(金)

10:00~

名古屋国際センター 別棟ホール



事務局



受付

木造天守閣の昇降に関する付加設備の主な検討状況

時期	内容
4月24日	・特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 (有識者会議)
5月8日	・名古屋市障害者団体連絡会加盟団体に木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)を提示し意見を求めた
5月9日	・第10回天守閣部会において、木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)について報告
5月15日	・所管事務調査において、議会へ特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針(案)について報告
5月28日	・市長と名古屋市障害者団体連絡会加盟団体との意見交換会を開催
5月30日	・木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針を公表
7月24日	・第1回特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会
10月30日	・所管事務調査において、議会へバリアフリーの検討状況について報告
11月15日	・第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。

その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。

したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しむことを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

名古屋城木造天守閣の昇降に関する公募スキーム(案)について

公募形式	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に審査する技術コンペ ・国内だけでなく国外の技術者に対して、幅広く提案を募集 								
公募スケジュール	案	案1				案2			
	年度	2019 (1年目)	2020 (2年目)	2021 (3年目)	2022 (4年目)	2019 (1年目)	2020 (2年目)	2021 (3年目)	2022 (4年目)
	イメージ								
	内容	募集	実証審査	実証審査	実用化審査 最優秀事業者選定	募集	実証審査	実証審査 最優秀事業者選定	—
		技術開発開始	実物大階段模型、試作品による審査			技術開発開始	実物大階段模型、試作品による審査		
	メリット	・十分な審査期間を設けることにより、質の高い技術開発が期待できる				・最終審査が試作品とすることによって、企業等の開発費用が抑えられるため、資金力が十分でない中小企業の参加を促すことができる			
	デメリット	・最終審査が実用品となるため、資金力が十分でない中小企業が参加し辛い				・開発途中段階で事業者を決定するため、実用化へのリスクが残る			
	備考	・中間審査で上位入賞しなかったチームも、引き続き次の審査に参加可能。また途中からの参加も可能							
資金調達	・参加事業者による自己調達								
所有権	・参加事業者に帰属								
審査員	・ロボティクスの専門家 ・実業家 ・投資家 ・バリアフリーの専門家 ・名古屋市 ※障害者等利用者の意見も審査に反映させる								

名古屋城バリアフリー検討調査について

1 趣旨

名古屋城天守閣の木造復元に伴い、名古屋城の現在公開しているエリア、施設のバリアフリーの現状を調査し、その対策等を講じるための検討を行うもの。

2 内容

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の方で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける方が、現在の名古屋城を快適に使用いただくため、以下の現況調査を実施し、その報告及び、改善点の提案をうけるもの。

- (1) 正門及び東門から、城内各所までの案内表示、アクセスルート、観覧ルート、トイレ、休憩所、各種サービス等
- (2) 地下鉄市役所駅出口やバス停降車場、駐車場等から、名古屋城正門及び東門までの案内表示、アクセスルート
- (3) その他 **WEB** サイト、案内サイン、パンフレット等各種制作物

3 実施方法

各種障害、高齢者、子育て支援、外国人等の関係団体（約 40 団体）へ、委託業者を通じ、調査依頼をし、1 月下旬に 4 度、各団体から意見を伺うヒアリングを実施し、報告書にまとめる。

4 実施期間

12 月～3 月中旬